

ケアプランの軽微な変更についての考え方

新居浜市介護福祉課 事業所指導係

（令和8年9月）

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

軽微な変更を適用するにあたって・・・・・・・・P. 4

1. ケアプランを変更する際の業務
2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期
3. 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

軽微な変更についての新居浜市の考え方・・・・・・・・P. 6

1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例
2. その他の軽微な変更該当する事例
3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議
4. 軽微な変更に関するQ & A

はじめに

○ケアマネジメントにおいては、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づいて適切なサービスなどが総合的・効率的に提供されることが基本となります。

○運営基準を遵守することは、適切なケアマネジメント業務の遂行に繋がりますが、一方で書類作成や事務手続きが煩雑で関係者の負担となっていることから、厚生労働省は各関係者より意見を聴取し、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて（※）」（令和3年3月31日老介発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第3号・老老発0331第2号）を発出しました。

※「「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見の対応について」（平成22年7月30日老介発0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号）の内容を一部改正したもの。以下、「国通知」とする。

○この文書は上記の通知を受け、新居浜市の軽微な変更の取扱いに対する考え方を改めて整理してお示しすることにより、適切な運用を求めるものになります。

○この考え方は、あくまで「軽微な変更に該当する可能性があるものと考えられる」というものであり、例示の内容が全ての事例に無条件に該当するわけではないということにご注意ください。

○軽微な変更は、変更する内容がケアマネジメントの一連の業務を行う必要性が高い変更であるかどうかを利用者の状況等を考慮し、個別具体的に検討した上で軽微か否かを判断すべきものです。また、軽微な変更に該当する事例であったとしても、必ずしも適用させなければならないものでもありません。

○軽微な変更の適用にあたっては、当冊子を熟読し、軽微な変更の趣旨を理解した上で行うようお願いします。軽微な変更に該当するか判断がつかない場合には、個別に対応しますので保険者までご相談ください。

軽微な変更を適用するにあたって

1. ケアプランを変更する際の業務

ケアプランの変更については、新規にケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。具体的には以下の業務です。

- ① アセスメント ※
- ② 計画の変更に伴うケアプラン原案の作成
- ③ サービス担当者会議 ※
- ④ 利用者に説明・同意（ケアプランの確定）※
- ⑤ 利用者・サービス担当者へケアプランを交付 ※
- ⑥ 個別サービス計画の提出依頼

「**軽微な変更**」を適用する場合、
左記の①～⑥までの一連の業務を
必ずしも実施する必要はありません。

※①、③、④、⑤は運営基準減算項目。

2. サービス担当者会議開催の目的と開催時期

サービス担当者会議は、効果的かつ実現可能な質の高いケアプランとすることを目的に開催され、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者の状況等に関する情報をサービス事業者の担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図るものです。

なお、サービス担当者会議は以下の場合において、開催することとされています。

- ① ケアプランを新規に作成する場合
- ② 要介護・要支援更新認定を受けた場合または要介護等状態区分の変更の認定を受けた場合
- ③ ケアプランを変更する場合
- ④ 福祉用具貸与または福祉用具販売をケアプランに位置付ける場合

3. 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

①ケアプランの修正と同意の取得

ケアプランの変更点を二重線で修正し、利用者の同意をもらう。（余白に署名と同意日を記載）

利用者分のケアプランの差し替えは後日訪問時等に実施可。

②支援経過（第5表）へ記録

軽微な変更と判断した根拠、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法（電話や訪問面接等）、利用者に新しいケアプランを交付した日時、サービス事業者の担当者に共有した日時を支援経過（第5表）に記録する。

③ サービス事業者の担当者との情報共有

変更内容について書面や口頭で通知する（※ケアプランの再交付は任意）

※必要に応じてサービス担当者会議を開催する。なお、この場合、全事業者を招集する必要はなく、照会等により意見を求めることもできる。

第 2 表		居宅サービス計画書									
利用者名 A 様		作成年月日 年 月 日									
生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目標				援助内容						
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間	
できるだけ自立した生活をしたい	一人で入浴できる	8/1～1/31	浴槽に入る	8/1～10/30	入浴動作の訓練 入浴補助用品の導入	○ ○	訪問リハビリ 福祉用具購入	B 施設 CC事業所 R8.9.1～	週 1 回	8/1～10/30	
	一人でトイレで排泄できる状態を維持する	8/1～1/31	トイレでの排泄を続けていくことができる	8/1～10/30	歩行の訓練、安全な動作の確実な実行動作の確認	○	妻 訪問リハビリ	B 施設	随時 訪問時	8/1～10/30	
病気の悪化を防ぎ、今の体調を継続するために定期受診し、薬を確実に服用する	病気を悪化させない	8/1～1/31	病気とのつきあい方を理解し、病状の変化を見逃さない	8/1～10/31	診察及び指導 投薬 定期的な服薬と病状観察通院介助	○	主治医 本人、妻 訪問介護	D 病院 M 先生 E 訪問介護	随時 毎日 月 2 回	8/1～10/31	

※1 「保険給付の対象になるかどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。

※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

上記介護計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました

令和8年7月30日 新居浜 花子

令和8年8月28日 新居浜 花子

軽微な変更についての新居浜市の考え方

1. 軽微な変更についての基本的な考え方と該当する事例

基準解釈通知（※）において「利用者の希望による軽微な変更」とは「サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が（中略）一連の業務を行う必要性がないと判断したもの」と例示されていることから、新居浜市ではこれに類する程度の内容について「軽微な変更である」と判断してきたところです。

その基本的な考え方は、利用者の状況に変化がないことが前提で、「**援助の方針・方向性**
が変更にならない程度のもの」であるとしており、国通知において例示されている9項目については、軽微な変更該当する事例として、新居浜市では以下のようにお示します。

	項目	ケアプランの軽微な変更該当する事例
1	サービス提供の曜日変更	利用者の都合により曜日の変更に至った場合。
2	サービス提供の回数変更	単一のサービス種別において何らかの理由で週1回程度の回数の増減の場合。ただし、複数のサービス種別において回数の増減があった場合は軽微な変更と判断しない。 なお、利用回数の増減による利用者に与える影響等については、十分な情報の共有（サービス担当者会議等での共通理解）に努めること。
3	利用者の住所変更	住居表示の変更等で住所の変更があった場合、また概ね中学校区（日常生活圏域）内での転居で、同居者や支援者等生活環境等に変化がない場合。 なお、住所変更に伴う利用者の状況（生活環境等）の変化については十分考慮し、必要に応じてケアプランを見直すこと。
4	事業所の名称変更	居宅介護支援事業所、サービス事業者の名称のみ変更する場合。
5	目標期間の延長	目標期間の延長は、軽微な変更と認める事例が想定できないため、個別に判断していきたい。 なお、目標は一定の期間内で達成可能なものを設定するべきであり、まずは目標の妥当性についての検討すること。

6	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具で同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更の場合。
7	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業者変更	サービス事業者の休止・廃止等、事業者都合によりサービス事業者を変更する場合。 なお、事業者を変更することで利用者に不利益が生じないよう、変更前後のサービス事業者との十分な情報の共有（サービス担当者会議等での共通理解）に努めること。
8	目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の「総合的な援助の方針」や第2表の「生活全般の解決すべき課題」、「援助目標」、「サービス種別」等が変わらない範囲で、目標達成に向けたサービス内容のみ変更する場合。 例えば、デイケアであれば運動器具や運動メニュー等の変更で、サービス提供時間や加算に変更が生じないものが該当する。
9	担当介護支援専門員の変更	同一の居宅介護支援事業所における介護支援専門員の変更の場合で、新しい担当者が利用者と面識を有しており、情報の共有、利用者についての共通理解ができている場合。

2. その他の軽微な変更に応当する事例（新居浜市独自）

10	サービス提供の時間帯変更	利用者の都合によりサービス提供の時間帯（計画上の時間数は変わらない）を変更する場合。
----	--------------	--

※軽微な変更については、上記の項目を基本としますが、軽微な変更に応当するか判断がつかない場合には、個別に対応いたしますので保険者までご相談ください。

3. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議

ケアプランの変更にあたってはサービス担当者会議を開催しなければなりません、上記で挙げた軽微な変更に応当する場合は、サービス担当者会議を含む一連の業務を必ずしも実施する必要はありません。

しかし、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催して各担当者と利用者の情報共有を図ったり、変更事項に対して意見を求めたりした方が良いと判断した場合に、サービス担当者会議を開催することについては全く制限するものではありません。

なお、この場合、必ずしも全事業者を招集する必要性はなく、また照会等により意見を求めることもできます。

4. 軽微な変更に関するQ & A内容

	内容	質問	回答
1	サービス提供の回数変更	軽微な変更により、サービス提供の回数を1回から2回に変更した。その後、さらに1回増やして3回にすることを考えているが、軽微な変更には該当するか？	該当しない。 2回目以降の提供回数の増減変更は軽微な変更とは言えない。
2	サービス提供の回数変更	個別機能訓練加算や入浴介助加算を週3回算定しているが、利用者が週4回を希望している。軽微な変更には該当するか？	該当しない。 利用者ごとに必要性を判断する加算については、介護支援専門員が利用者の状況や目標達成のために必要と判断して算定するものである。そのため、回数を増やすことに伴い、目標等の見直しが生じると考えられる。
3	利用者の住所変更	利用者が住民票を他市に置いたまま、新居浜市にてサービスを受けていたが、住民票を新居浜市に異動することになった。住民票の異動だけで、利用者の住所などは変わらないが、軽微な変更には該当するか？	該当しない。 利用者の保険者変更が発生し、保険者番号および被保険者番号が変更になるため、転入日以降有効な大分市が保険者のケアプランを作成しなければならない。
4	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	通常の手椅子からリクライニング機能付きの手椅子に変更する場合は、軽微な変更には該当するか？	該当しない。 機能の変化を伴う用具の変更はその必要性和目的を検討すること。
5	福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位	手椅子にフットレストなどの付属品を追加する場合は軽微な変更には該当するか？	該当しない。 品目を追加する場合は、その必要性和目的を検討する

	数のみが異なる場合		こと。
6	目標もサービスも変わらない (利用者の状況以外の原因による) 単なる事業者変更	現在利用中の通所介護事業者が通所介護から地域密着型通所介護にサービス種別が変わることになったが、軽微な変更該当するか？	サービス種別が異なる事業者変更は軽微な変更と言えないが、お尋ねの場合(通所介護⇄地域密着型通所介護)は例外的に認める。 ただし、認知症対応型通所介護への変更は認めないため、取扱いには留意すること。
7	目標もサービスも変わらない (利用者の状況以外の原因による) 単なる事業者変更	居宅介護支援事業所の法人が変更することになったが、事業所の名称や所属介護支援専門員、事業所の住所などは変わらない。 軽微な変更該当するか？	居宅介護支援事業所の法人が変更した場合は、変更後の法人として改めて契約した上で業務を実施することになるため、事業所の名称が同一であったとしても軽微な変更該当しない。 ただし、法人の吸収合併や吸収分割の場合は、特例的に軽微な変更とすることが出来る。該当すると思われる場合は、事前に問い合わせすること。

8	目標もサービスも変わらない (利用者の状況以外の原因による) 単なる事業者変更	サービス事業者の法人が変更になるが、事業所名も所在地も職員も変わらない。サービス内容についてもこれまでと同じである。軽微な変更には該当するか？	援助の方針・方向性に対して、サービス事業者の法人が変更したことによる影響がない場合は、軽微な変更として取り扱って差し支えない。
9	目標もサービスも変わらない (利用者の状況以外の原因による) 単なる事業者変更	1つの訪問介護事業者で対応できないため、A事業者で週5回、B事業者で週3回支援を提供している。A事業者でヘルパーが確保できなくなったため、A事業者で週3回、B事業者で週5回支援を提供することを検討している。この場合は軽微な変更には該当するか？	2か所以上の事業者を利用する目的が同じで、事業者の都合によりやむを得ない場合は、週の合計回数が変わらないことを条件に、軽微な変更にて複数の事業者の提供回数を変更してよい。 ただし、できるだけ計画に沿って対応できる事業者の選定に努めること。
10	担当介護支援専門員の変更	介護支援専門員が別の居宅介護支援事業所に移ることになった。利用者は引き続きこの介護支援専門員が担当するが、軽微な変更には該当するか？	該当しない。 別の居宅介護支援事業所において、契約からの一連の業務が必要であり、各業務は全て省略することはできない。
11	サービス提供の時間帯変更	サービスの提供時間を1時間から1時間半に増やす場合は、軽微な変更には該当するか？	該当しない。 サービスの提供時間数が増減する場合は、利用者の状況に変化があったと考えられる。